

Ⅳ 事業承継等に係る認可の制度

1 建設業許可の事業承継・相続について ―法第17の2条・17の3条―

令和2年10月1日から、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

改正以前の建設業法では、建設業者が事業譲渡・合併・分割（以下、「事業承継」という。）を行う時には、従前の建設業許可を廃業すると共に、新たに建設業許可を新規申請する必要がありました。

この場合、廃業日から新たな許可日までの間に、契約額500万円以上（建築一式工事においては1,500万円以上）の建設業を営むことのできない空白期間が生じるという不利益が生じていました。

今回の改正建設業法では、事業承継を行う場合はあらかじめ「事前の認可」を、相続の場合は死亡後30日以内に「相続の認可」を受けることで、空白期間を生じることなく、承継者（譲受人、合併存続法人、分割承継法人。以下同じ）及び相続人が、被承継者（譲渡人、合併消滅法人、分割被承継法人。以下同じ）及び被相続人における建設業者としての地位を承継することが定められました。

なお、事業承継・相続の認可の審査においては、承継者及び相続人が許可要件等を備えていることが必要です。許可要件等については、手引P1～10で御確認ください。

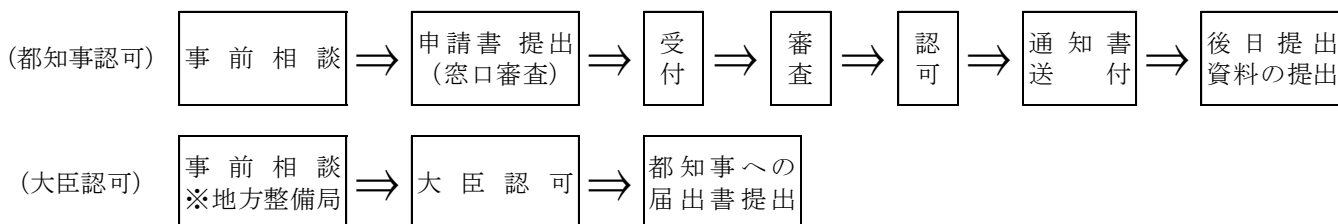
■建設業者としての地位の承継とは（国土交通省建設業許可事務ガイドラインより）

建設業法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。

一方、承継においては、建設業法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して課されるものであるため、当該違反行為については、承継人に承継されるものではない。同様に、相続においては、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。

2 認可申請の手続

(1) 手続の流れ



(2) 事前認可申請の受付期間

<事業承継>

- ・事前相談 随時
- ・書類の作成相談 承継予定日（譲渡及び譲受日、合併日、分割日。以下同じ）の4か月前から
- ・申請受付 承継予定日の閉庁日を含まない前日の2か月前から閉庁日を含まない25日前まで

※ただし、承継者及び被承継者が建設業許可業者である場合、承継予定日は、それぞれの有効期間が満了する日の30日前より前の日であることを要します。

※承継予定日については、可能であれば東京都と事前に協議していただければ幸いです。

<相続> …… 申請受付は、死亡後30日以内

(3) 処理期間

通常、申請書受付後おおよそ25日（閉庁日を含まない。）を要します。

(4) 提出部数及び提出方法

正本・副本・電算入力用紙 各1部 ※認可手続において、手数料は発生しません。

- ア 電算入力用紙 P100～101表において「入力用紙」の列に◎等のあるもの
イ 申請書のとり方 P20、P99「3 認可申請書類の並べ方」を参照してください
ウ 申請書類提出（窓口審査）

申請書類・確認資料の確認、申請内容が認可基準を満たしているか、記入漏れの有無及び申請内容を確認できる資料添付の有無の審査を行います。

エ 受付

窓口審査後、申請受付となります。この時、受付年月日・受付番号を押印した副本を窓口でお返しします。窓口受付後、内部の本審査で内容に疑義が生じた場合は、別途確認書類や補正資料等を求め、又は営業所調査をすることがあります。

その結果、認可の基準に適合しない場合や、後日提出を要する資料が提出されない、承継が不可能となった等の場合には、拒否処分や取消し処分を行いますのでご了承ください。

(5) 事業承継及び相続の形態・申請の条件等について

認可申請を行うことができる場合と申請できる者

【事業譲渡】建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合（個人から法人への法人成、法人廃業からの個人事業主開業を含む。）。

- 申請できる者 —— 承継者＝譲受人、被承継者＝譲渡人
- 使用する申請様式 —— 譲渡認可申請（様式第22号の5<P102参照>）

※個人事業主の法人成に係る注意事項

- ・法人設立と同時に事業承継する場合には、定款に記載する「発起人」との事業譲渡契約が必要です。この場合、役員等一覧・定款等は受付時には予定のものを添付してください。その後、正式のものは後日提出書類となります。
- ・事業承継日に必ず法人が設立されていること、社会保険等の手続がされることなど、承継される側の許可要件が切れないよう、十分に注意してください。
- ・なお、法人設立を先に行った場合、事業開始届の提出前に事業譲渡契約を締結し、認可申請をしていたことで受付が可能となる場合があります（事業開始届等、各種制度の届出は、事業承継日付で提出してください）。

【企業合併】建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う企業合併（新設）又は吸収合併が行われる場合。

- 申請できる者 —— 承継者＝合併存続法人、被承継者＝合併消滅法人
- 使用する申請様式 —— 合併認可申請（様式第22号の7<P103参照>）

【企業分割】建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、もしくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合。

- 申請できる者 —— 承継者＝分割承継法人、被承継者＝分割被承継法人
- 使用する申請様式 —— 分割認可申請（様式第22号の8<P104参照>）

【相続】建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合。

- 申請できる者 —— 相続人本人
- 使用する申請様式 —— 相続認可申請（様式第22号の10<P105参照>）

<留意事項> ア 相続認可を申請することができるのは、死亡後30日以内。

イ 相続しない場合や、全業種の承継が不可能である場合は、全部廃業届（P94）の提出が必要であることに留意してください。

ウ 認可申請がなされた場合、申請への処分（認可又は拒否）があるまで、相続人は建設業の許可を受けたものとして扱う（被相続人の許可が続いていたとみなす）。

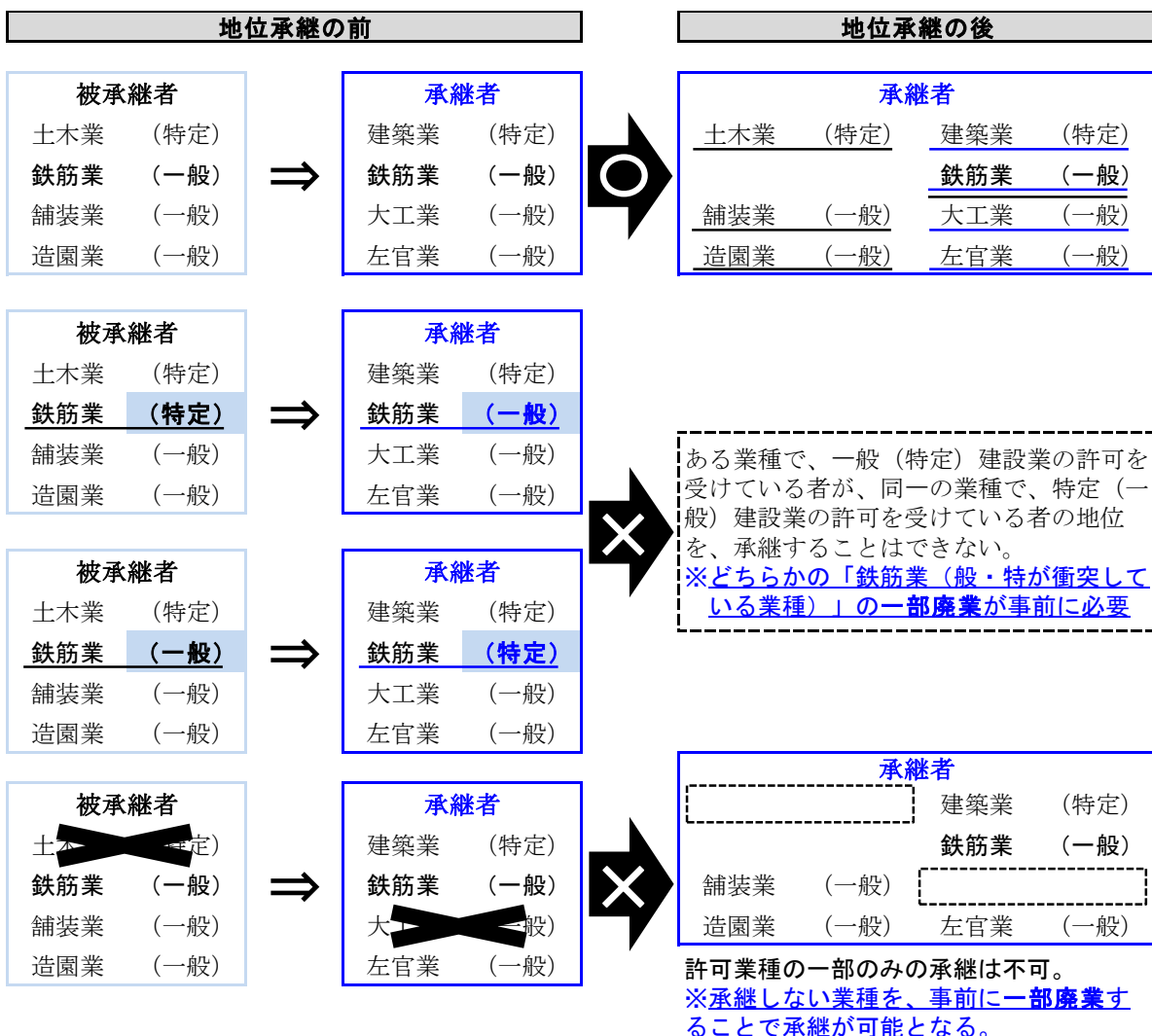
東京都知事の認可を受けることのできる場合

- ア 東京都で認可申請できるのは、**承継者（相続人）及び被承継者（被相続人）の全てが東京都知事許可業者であるか、又は建設業を営む営業所が東京都内にのみあるものである場合に限る**（合併や分割等において、被承継者が複数ある場合においても、その全員について同じ。）。
- イ 承継者（相続人）又は被承継者（被相続人）の内、いずれか1人でも、**東京都以外の許可をうけた建設業者である場合は、国土交通大臣の認可が必要となる。**この場合、承継者の主たる営業所の所在する都道府県を所管する地方整備局へ認可申請を行う必要がある。
- ウ 承継者（相続人）または被承継者（被相続人）の内、**いずれか1人でも、建設業を営む営業所が東京以外にあり、かつ、いずれの行政庁の建設業許可も有さない場合、認可申請はできない。**
 (例) 東京都の無許可業者が、無許可であるまま、都外の許可の承継はできない。この場合、当該承継者が新たに建設業許可を取得するか、被承継者の東京都知事許可への許可換えを要する。
- エ 東京都知事の許可業者で、**国土交通大臣による認可を受けた場合は、その後速やかに東京都知事への報告が必要**です (P107)。

引き続き使用することのできる許可番号について

- ア 建設業許可業者が無許可業者に承継される場合 → 従前の許可番号が引き継がれる
- イ 複数の建設業許可業者間で承継が行われる場合 → 引き継ぐ許可番号の選択が可能

(6) 業種ごとに承継が可能・不可能なパターン



(7) 承継予定日以降の決算報告について

承継者は、被承継者の建設業許可業者としての地位を承継することから、被承継者の決算報告を提出する義務を負います。承継日時点で、被承継者において未提出の決算報告がある場合は、承継者を提出者として、承継者自身の決算報告とは別に、これを作成して提出して下さい。

(例) 被承継者A（3月決算）、承継者B（6月決算）である時、4月1日に承継で、承継直前のA社の3月末での決算報告は承継時点では未提出である場合。

- この時、B社は7月末までにA社の決算報告を提出し、またB社自身も6月の決算以降、10月末までに決算報告を作成しなければならない。

(8) 承継予定日以降の専任技術者について

承継される許可業種の専任技術者は、**承継予定日以降も原則として、業種ごとに同一の専任技術者が引き続き常勤**していなければなりません。

(例) 許可業者であるA社(大・内)とB社(大・電・管)が合併する場合、内・電・管に関してはA社とB社のそれぞれの専任技術者が承継予定日以降の専任技術者として引き継ぐこととなるが、大工に関しては、A社の許可番号を引き続き使用する場合はA社の専任技術者となる。

承継予定日時点で異なる者を専任技術者とする場合(上の例でいえば、大工に関してB社の専任技術者を使用したい場合)は、速やかに**変更届(P79)**の提出が必要です(承継日から**2週間以内**)。

認可申請の受付後、**承継予定日を迎える前に被承継者側で専任技術者の変更が生じた場合**もまた、その日から**2週間以内**に変更届の提出が必要です。

(9) 後日提出の書類について

事業承継及び相続において、一部の書類は、**一定の条件の下、認可受付後に後日提出**とすることが認められています(健康保険の加入状況及びその確認資料については、様式第二十二号の六の誓約書の提出が必要)。ただし、**法令で定められた期限以内に提出がされない場合、事前認可の取消し処分の対象となる**ため、必ず期限以内に提出するようお願いいたします。

なお、具体的な後日提出可能書類とその提出期限については、P101表を参照してください。

(10) 事前認可申請の取下げ

認可申請書を提出し、受付された後に取下げ事由が発生した場合(事業譲渡・合併計画が破棄された等)は、以下の「認可申請の取下げ願」を正・副作成し、申請時に受付された申請書の副本の一式、認可通知後である場合は、認可通知書と合わせて建設業課審査担当窓口までお越しくください。

なお、承継予定日を過ぎた場合は、取下げはできません。

(A 4 縦)	令和 年 月 日
東京都知事 殿	(承継者または相続人)
	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
	事業承継 合 併 分 割 相 続 の認可申請の取下げ願
令和 年 月 日付で	事業承継 合 併 分 割 相 続 の認可申請をしましたが、下記の理由により認可の取下げを願います。
(取下げ理由)	記

(11) 認可の通知

審査完了後、申請者宛に「認可通知書」を郵送します(窓口交付は行っていません)。

(12) 認可後の許可の有効期間

・相続の場合 ⇒ 被相続人の死亡の日(相続の日) から **5年**

・事業承継の場合 ⇒ 承継の日の翌日から **5年**

※**承継日当日も許可は有効**です。このため、認可通知書記載の有効期間は**5年と1日**となります。

(例) 令和3年12月22日が承継日となる場合

許可日 : 令和3年12月23日

許可の有効期間 : 令和3年12月22日~令和8年12月22日

更新申請の提出期限 : 令和8年11月22日

更新後の許可日 : 令和8年12月23日

更新後の有効期間 : 令和8年12月23日~令和13年12月22日

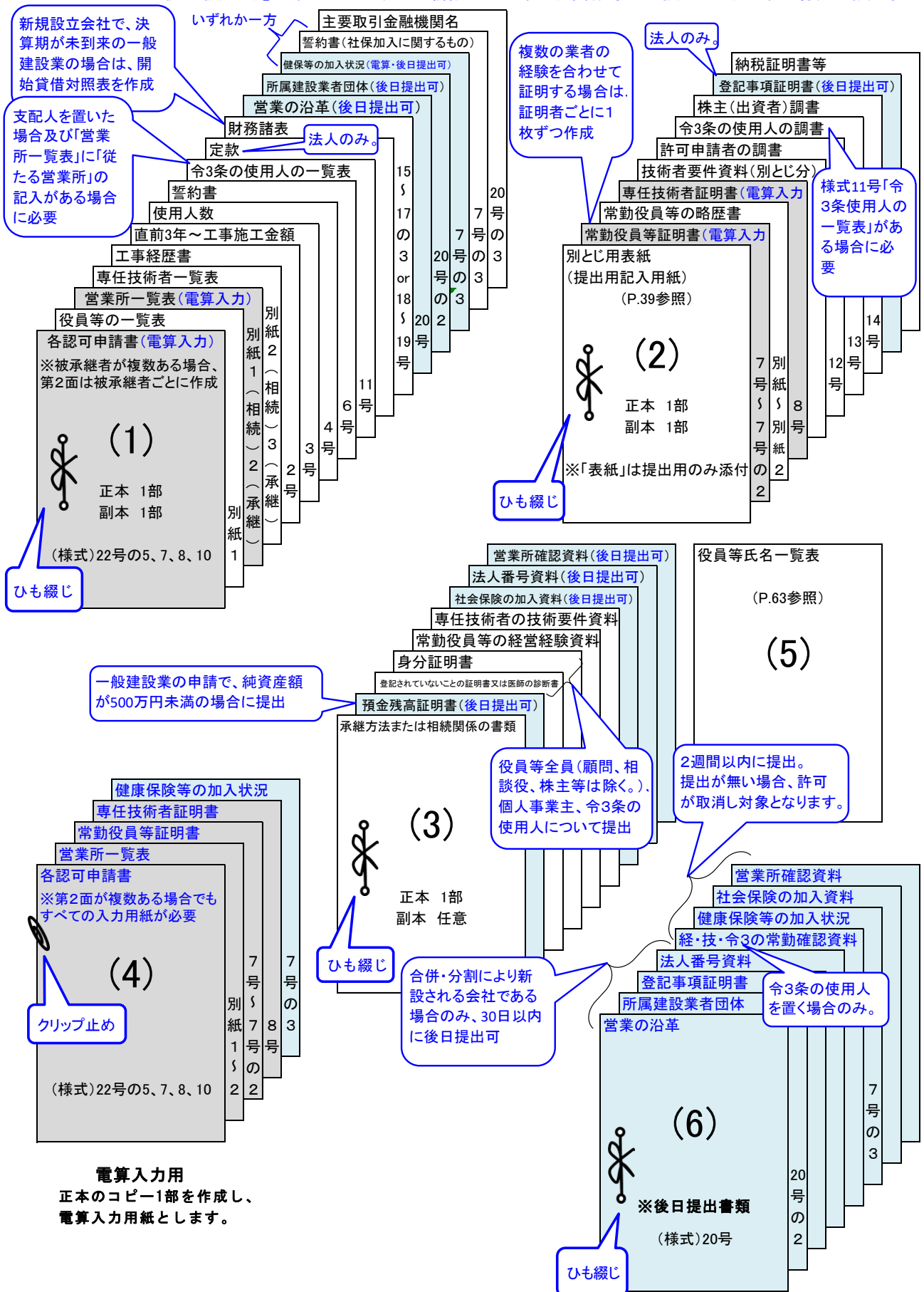
(13) 事前認可申請の拒否、許可の取消しについて

申請内容に重大な虚偽があること、承継予定日に承継が行われないこと、又は法定の期限内に後日提出することを誓約した書類が提出なされない等の場合、認可申請について、**通知書の発送前であれば認可の拒否を、発送後であれば認可の取消し**となります。

この場合、被承継者(及び被承継者)の建設業許可の有効期間は、従前のものとなります。

3 認可申請書類の並べ方【参考例】 ※とじ方はP20、必要書類一覧はP100~101参照

※「後日提出可」とあるものは、全て新設のため認可申請時には提出不可である場合に限る。



4 認可申請書、添付書類及び確認資料一覧

- ・手引P18～19の申請書類一覧も参照し、各様式・確認資料については、それぞれの注意事項まで御確認ください。
 - ・必要に応じ、この表に掲載されていない様式や確認資料等についても、提出を求めることがあります。
 - ・**承継者の承継予定日時点での状況を記入**してください。承継者は許可要件等を備えていることが必要です。確認資料等も、原則**全て承継者に関するもののみが必要**です。
 - ・申請時点で、被承継者の届出事項に変更がある場合は、認可申請の前に変更届を提出してください。
 - ・承継者、被承継者等、認可に関わるそれぞれの許可業者において、**常勤役員等、専任技術者、令3条の使用人は、承継予定日(又はその前日)まで引き続き常勤である必要があります**(社会保険の加入資料等の提出又は後日提出により確認します)。
- 「**■後日提出書類およびその提出期日について**」の注書き等を確認してください。
- ・認可申請の受付から承継予定日までの間に、届出事項(営業所在地、専技等)の変更が生じた場合は、許可後速やかにそれぞれの事項における変更届の提出が必要です(P74以降参照)。なお、常勤役員等(経管・直接補佐者)及び承継者における役員等については、本認可申請の中で変更が可能です。

■本冊 ◎必須 ○建設業者で、直近の申請・届出から変更がある場合は提出 △建設業の許可業者であれば省略可

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	承継者等 が許可有		承継者等 が許可無		入 力 用 紙	手 引 参 考 頁
				承 継	相 続	承 継	相 続		
1	□	22号の5, 7, 8	譲渡/合併/分割認可申請書 (注)被承継者である建設業許可業者が複数ある場合は、全員分について「第2面」を作成(合併・分割のみ)	◎	—	◎	—	◎	P102~105
2	□	22号の10	相続認可申請書	—	◎	—	◎	◎	
3	□	別紙1	役員等の一覧表 ※P106も参照してください。	◎	◎	◎	◎	—	P26~27 P106
4	□	別紙1(相続) 別紙2(承継)	営業所一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	P26~27
5	□	別紙2(相続) 別紙3(承継)	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	—	P27
6	□	2号	工事経歴書(直前1期分) ※P106も参照してください。	△	△	◎	◎	—	P28~30
7	□	3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額 ※P106も参照してください。	△	△	◎	◎	—	P106
8	□	4号	使用人数	◎	◎	◎	◎	—	P30~31
9	□	6号	誓約書	○	○	◎	◎	—	P31
10	□	11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※該当がある場合のみ。	※	※	※	※	—	
11	□		定款 ※新規設立法人である場合は後日提出可	○	—	※	—	—	P18
12	□	15~17号の3	財務諸表(法人用)(直前1期分) ※P106を必ず参照してください。	※	—	※	—	—	P32~36 P106
13	□	18~19号	財務諸表(個人用)(直前1期分) ※承継者が個人の場合はこちらを提出	※	△	※	◎	—	
14	□	20号	営業の沿革 ※新設の合併・分割法人は後日提出可	◎	◎	◎※	◎※	—	P37
15	□	20号の2	所属建設業者団体 ※新設の合併・分割法人は後日提出可	○	○	◎※	◎※	—	
16	□	7号の3	健康保険等の加入状況 ※個人または既存会社等、申請時に提出可能な場合に提出					◎	P38
17	□	22号の6(承継) 22号の11(相続)	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書 ※申請時に、上記様式第7号の3が提出不可の場合に提出					◎	P106
18	□	20号の3	主要取引金融機関名	○	○	◎	◎	—	

■別とじ

1	□		別とじ用表紙	◎	◎	◎	◎	—	P39
2	□	7~7号の2	常勤役員等証明書または常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	◎	◎	◎	P40~43
3	□	別紙~別紙2	常勤役員等の略歴書または常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	◎	◎	—	P44~45
4	□	8号	専任技術者証明書	◎	◎	◎	◎	◎	P46~47
5	□		技術者要件を証明する書類 ○修業(卒業)証明書の場合は発行後3か月以内のもの(原本提出) ○資格認定証・監理技術者証の場合はその写し(原本提示) ○実務経験証明書(技術者要件の証明に必要な場合、前回と同一内容で作成証明者ごとに作成) ○指導監督の実務経験証明書(特定のみ前回と同一内容で作成。監理技術者証の場合は不要)	◎	◎	◎	◎	—	P19 P58~59 P65~68 P70 P48~49
6	□	12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	◎	◎	◎	◎	—	P50
7	□	13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 ※該当のある場合のみ	※	※	※	※	—	P51
8	□	14号	株主(出資者)調査	○	—	◎	—	—	
9	□		登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) ※新設の合併・分割法人は後日提出可	○	○	◎※	◎※	—	P74注
10	□		事業税の納税証明書 ※新設の合併・分割法人は設立届、相続は事業開始届を後日提出可	△	△	◎※	◎※	—	P74下

■確認資料・添付資料等 ◎必須 ○建設業者で、直近の申請・届出から変更がある場合は提出 △建設業者であれば省略可

と じ 順	チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	承継者等 が許可有		承継者等 が許可無		入 力 用 紙	手 引 参 考 頁
				承 継	相 続	承 継	相 続		
1	□		承継方法等書類（契約書、方法・条件の書類、比率説明書等） ア 事業承継 事業承継にあたっては、あらかじめ認可がなされることから、認可通知後に事業承継が不可能となった場合等には、認可及び新たな許可が取消されることがあります（P98参照）。 こうした事態が生じないよう、事業承継の方法や条件・関係者各位の間における適正な意思決定が行われたことを証する以下の確認資料が必要となります。 ①事業譲渡 ・ 契約書の写し ・ 株主総会議事録、社員総会決議録、無限責任社員又は総社員の同意書等 ②合併 ・ 合併方法・条件の記載された書類 ・ 合併契約書の写し及び合併比率説明書 ・ 株主総会議事録、社員総会決議録、無限責任社員又は総社員の同意書等 ③分割 ・ 分割方法・条件の記載された書類 ・ 分割契約書（新設の場合は分割計画書）の写し及び分割比率説明書 ・ 株主総会議事録、社員総会決議録、無限責任社員又は総社員の同意書等	◎	—	◎	—	—	
			イ 相続 相続にあたっては、申請者が被相続人の建設業者としての地位を相続するにふさわしい者であることを客観的に証する以下の確認資料が必要となります。 ①被相続人の死亡日が確認できる書類 ②申請者と被相続人の続柄を証する書類（住民票、戸籍謄本など） ③申請者以外に相続人がある場合は、この者達からの、申請者が被相続人の建設業許可業者としての地位を承継して、建設業の営業を行うことに関する全員分の同意書 ※相続の一般的な考え方は民法の規定に従います。	—	◎	—	◎	—	
2	□		預金残高証明書 ※該当のある場合のみ、新設の合併・分割法人は後日提出可	※	※	※	※	—	P9
4	□		発行後3か月以内の「登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）」又は証明日が3か月以内の「医師の診断書」	○	○	◎	◎	—	P52~54
5	□		発行後3か月以内の「身分証明書（破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の区市町村長の証明書）」	○	○	◎	◎	—	
6	□	7~7号の2関係	常勤役員等の経営経験の確認資料 ※常勤性の確認資料については後日提出	○	○	◎	◎	—	P55~57
7	□	8~10号関係	専任技術者の技術要件の確認資料 ※8号添付の場合のみ・常勤性の確認資料は後日提出	○	○	◎	◎	—	P58~59
8	□	7号の3関係	社会保険の加入証明資料 ※新設の合併・分割法人は後日提出可	○	○	◎※	◎※	—	P60~61
9	□	22号の5等関係	法人番号を証明する資料(提示のみ) ※新設の合併・分割法人は後日提出可	○	—	◎※	—	—	P62
10	□	22号の5等関係	営業所の確認資料、郵便番号・電話番号等確認資料 ※新設の合併・分割法人は後日提出可	○	○	◎※	◎※	—	
11	□		役員等氏名一覧表	◎	◎	◎	◎	—	P63

■後日提出書類およびその提出期日について ※期日以内に提出されない場合、認可について取消し処分の対象となります
※提出期限の考え方：＜承継＞承継の日から、＜相続＞認可を受けた日から
※ここに記載のもの他、一部様式と確認資料についても提出が必要となる場合があります

チ ェ ッ ク	様式番号 関係様式	提出書類及び注意事項等	承継者が 新設等	相 続	入 力 用 紙	手 引 参 考 頁
1	□	定款（新規設立の法人である場合）、定款変更の議事録（承継に伴い変更がある場合）	30日以内	—	—	P18
2	□	15~17号の3 承継直後の時点における財務諸表 ※P106も参照してください。	30日以内	—	—	P32~36 P106
3	□	20号 営業の沿革	30日以内	—	—	P37
4	□	20号の2 所属建設業者団体	30日以内	—	—	
5	□	登記事項証明書（発行後3か月以内のもの） ※常勤役員等の確認のため必要	30日以内	—	—	P74注
6	□	法人設立届または事業開始届（相続、法人新設時の事業税納税証明書の代わりとして）	30日以内	30日以内	—	P74下
7	□	22号の5等関係 法人番号を証明する資料(提示のみ)	30日以内	—	—	P19
8	□	承継日における常勤役員等、専任技術者（及び令3条の使用人）の常勤性の確認資料 常勤役員等（P55①②）、専任技術者（P58①）、令3条使用人（P55①）参照 ※常勤役員等を変更している場合、変更前の者の承継日前日までの常勤を示すP55①②の資料も必要となる。 ※専任技術者については、原則申請時点の者が継続していなければならないため、変更が必要な場合は認可申請の前または承継の後に2週間以内に変更届を提出してください。	2週間以内※		—	P55 P58
9	□	7号の3 健康保険等の加入状況（申請受付時に後日提出を誓約した場合）	2週間以内※	◎	—	P38
10	□	7号の3関係 社会保険の加入証明資料（申請受付時に後日提出を誓約した場合）	2週間以内※	—	—	P60~61
11	□	22号の5等関係 営業所の確認資料及びその郵便番号・電話番号等確認資料(提示のみ)	2週間以内※	—	—	P62
12	□	被承継者の決算報告書 ※手引P97参照	被承継者の事業年度終了後、4か月以内		—	P97、P79

■大臣認可に係る届出書

1	□	22号の9(承継) 22号の12(相続)	大臣認可に係る届出書 ※東京都の許可業者が大臣認可を受ける場合に提出する必要がある（郵送可）。 （宛先）～郵送時は 正本のみ 送付 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当1番窓口（認可担当者）宛 ※封筒表に【大臣認可届出書在中】と朱書きしてください。	大臣への認可申請後 速やかに		P107
---	---	-------------------------	---	-------------------	--	------

イ 合併認可申請書（様式第 22 号の 7）

(第 1 面)

令和 年 月 日

東京都足立区×××-○○○ビル
東京合併株式会社
代表取締役 合併 太郎

東京都板橋区△△-○○-◎
東京消滅株式会社
代表取締役 合併 正男

申請者

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、申請書のみ二段書き
(例) (登記上)○○○……
(事実上)○○○……
なお、その他の書類には事実上の所在地のみ記載
個人の場合は住民票上の住所が登記上の住所となる。

不要なものを消すこと。

地方整備局長
北海道開発局長

東京都知事 殿

枠内は記入はしない。

法人の場合は代表者
個人の場合はその本人

合併認可申請では、3社以上の建設業許可業者の合併も想定されている。この場合、申請者の記入欄には、許可の承継と被承継にかかわる全員の住所・代表者の記入が必要。
吸収合併である場合には、合併存続法人を最上段に記入・押印し、新設合併である場合には、合併にかかわる被承継者のうちの筆頭者について最上段に記入する。

許可年月日
号 令和 年 月 日

行政庁側記入欄

許 可 番 号 項 0

認 可 申 請 年 月 日 0

合 併 年 月 日 0 3 令和 0 3 年 0 5 月 1 5 日 ← 合併予定日を記入する。

合 併 理 由 0 4

合 併 の 価 格 0 5 120,000,000 円

大臣 コード
知事 3

引 続 き 使 用 する 許 可 番 号 0 6 1 3 国土交通大臣 許可 (般 - 2 9) 第 1 1 5 5 9 9 号 東京都知事

建設業許可業者同士である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能。
新設の合併会社や吸収する側の事業者が無許可である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入する。

該当する業種のコラムに
一般の場合は「1」
特定の場合は「2」を記入

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併存続法人又は合併新設法人が、合併(新設)後に営業しようとする業種を全て書く
※項番08と19をあわせて業種と必ず一致する。

合併消滅法人が、申請時点で有している許可業種のみを書く
(無許可業者の場合はこの行は何も記入しない)。

(第 2 面)

※項番09～17については、様式第1号 (P25)の項番06～14の記載を参照してください
<項番18までは【合併存続法人又は合併により新設される法人】に関して記載>
⇒ 第2面が複数ある場合、項番17～18については、1枚目へのみ記入

合併存続法人(承継者)が許可業者である場合は記入、新設業者や無許可業者の場合は記入しない

許 可 番 号 項 1 8 1 3 国土交通大臣 許可 (般 - 2 9) 第 1 1 5 5 9 9 号 平成 2 9 年 0 7 月 3 1 日

大臣 コード
知事 3

認 可 申 請 時 に 合 併 消 滅 法 人 が 許 可 を 受 け ている 建 設 業 1 9 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋

合併消滅法人(被承継者)が、申請時点で有している許可業種を全て書く
※一部承継は認められないため、承継対象外の業種がある場合は先に一部廃業を行ってください。

※項番20～28については、様式第1号 (P25)の項番06～14の記載を参照してください。
<第2面は【合併消滅法人】に関して記載>
⇒ 被承継者が複数いる場合、第2面は被承継者ごとに1枚ずつ作成してください。

合併消滅法人が許可業者である場合、その許可番号を記入する。

許 可 番 号 2 9 1 3 国土交通大臣 許可 (般 - 2 9) 第 1 1 5 5 1 1 号 平成 3 1 年 0 1 月 2 2 日

大臣 コード
知事 3

社 会 的 担 当 者 の 名 前、電 話 番 号 を 必 ず 記 入 す る こと。
また、行政書士による代理申請の場合は、必ず行政書士職印を押印すること(行政書士法施行規則第9条2項及び第11条)

役員等、営業所及び営業連絡先
所 属 等 経 理 課 氏 名 合 併 正 男 電 話 番 号 03-××××-××××
フ ァ ッ ク ス 番 号

(3) 役員等の一覧表および役員等氏名一覧表へ記入する者について（P26～27も参照）

- ・承継日付で役員等（5%以上株主含む。）になる者を全て記入するのが原則です。
- ※ただし、まだ役員になっていないため「身分証明書」「登記されていないことの証明書」がどうしても取得できない場合は、この者を除く役員等を記入いただき、承継日付で就任する者について、承継日時時点で役員等の追加について、変更届を提出してください。
- ・承継日の前に役員を退任する予定の役員等についても、申請日時時点で役員である場合は、記入が必要となります。この場合、承継日時時点で役員等の削除について、変更届を提出してください。
- ・経營業務の管理責任者については、承継会社に移籍前であっても記入してください。

(4) 工事経歴書および直前3年間の施工金額表の作成について（P28～30も参照）

- ・工歴書、直3は、承継会社に係るものを作成してください。（施行規則13条の2）
- ※申請の時点では承継がまだ行われていないこと、また直近の決算においては、それぞれの会社で確定申告がおこなわれていることから、被承継者ではなく、承継会社の実績、決算内容で申請する必要があります。

(5) 財務諸表の作成について（P32～36も参照）

- ・承継に係る契約において財産等の引継ぎがない場合は、直近の決算内容で作成してください。
- ・承継に係る契約において財産等の引継ぎがある場合は、承継直後の財務諸表を作成いただき、その内容により、財産的要件を判断する必要があります。なお、この場合、財務諸表は後日提出となります。
- ・一般建設業の許可であれば、財務諸表の内容にかかわらず、申請時の残高証明書が500万円以上あれば財産的要件を満たします。このため、財産等の引継ぎによって純資産が500万円を割る場合には、申請時に残高証明書を添付してください。

(6) 健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書

ア 事業承継用（様式第22号の6）

様式第二十二号の六（第十三条の二関係） (用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を後日提出とした場合、**認可後、承継日より2週間以内**に提出されない場合、許可の取消しとなる。

令和 年 月 日
東京都新宿区西新宿×××東京ビル
東京承継株式会社
代表取締役 合併 太郎

〓 地方整備局長 〓
〓 北海道開発局長 〓
東京都知事 殿

承継者を記入

イ 相続用（様式第22号の11）

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係） (用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を後日提出とした場合、**認可日より2週間以内**に提出されない場合、許可の取消しとなる。

令和 年 月 日
東京都足立区×××-△△△
相続 小太郎

〓 地方整備局長 〓
〓 北海道開発局長 〓
東京都知事 殿

※様式第6号の「誓約書」とは別物であることに注意してください。

(5) 大臣認可に係る届出書
ア 事業承継用 (様式第22号の9)

届出書		
東京都知事殿		令和 年 月 日 東京都新宿区西新宿×××東京ビル 東京承継株式会社 届出者 代表取締役 合併 太郎
承継する側であっても、承継される側であっても、東京都知事許可業者が大臣認可を受ける場合は、東京都知事許可を離れるため、本届出書の作成が必要		
以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け } の認可の申請を行いましたので届出をします。 { 合併 } { 分割 }		
1. 届出者に関する事項		
名称	東京承継株式会社	
許可番号	××××××号	
許可を受けている建設業	(建) (大) (内)	
2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項		
(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項		
名称	東京消滅株式会社	
許可番号	△△△△△△号	
許可を受けている建設業	(建) (鋼)	
(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項		
名称	届出者と同じ	
許可番号		
許可を受けている建設業		
(3) その他		
認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	R2.12.1
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		R3.2.1

イ 相続用 (様式第22号の12)

届出書		
東京都知事殿		令和 年 月 日 東京都足立区××-△△ 届出者 相続 小太郎
相続人であっても、被相続人であっても、東京都知事許可業者が大臣認可を受ける場合は東京都知事許可を離れるため、本届出書の作成が必要		
以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、 について、届出をします。		
1. 届出をする { 相続人 } に関する事項 { 被相続人 }		
名称	相続 小太郎	
許可番号	*****号	
許可を受けている建設業	(と) (解)	
2. 届出者に関する事項		
名称	届出者と同じ	
許可番号		
許可を受けている建設業		
(3) その他		
認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	R2.11.2
被相続人の死亡日		R2.10.4

※上記の届出書は郵送による受付が可能です。この場合、以下の宛先へ、正本のみ送付して下さい。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当1番窓口 (認可担当者) 宛
※封筒表に【大臣認可届出書在中】と朱書きしてください。